

投資一任・助言業務における比較広告等に関する留意事項

2026年3月25日 制定

投資一任・助言会員（以下「会員」という。）は、「比較広告」を行う場合や、「タイアップ記事等」及び「口コミサイト」を通じて会員に関する情報を提供する場合においては、次に掲げる事項に留意し、広告等に関する業務の適正を確保する。

1. 比較広告に係る留意事項

投資顧問業務の報酬や実績等に関して、他の業者の報酬や実績等との比較表示（いわゆる比較広告）を行う場合には、広告媒体や紙幅等にかかわらず次の（1）から（3）までに掲げる要件をすべて満たす必要がある。例えば（1）から（3）までに掲げる要件をすべて満たさずに、「当社の報酬は業界最低水準」「当社のパフォーマンスは業界トップレベル」等と表示する場合や、表示内容が事実と反している場合は、誇大広告とみなされるおそれがあることに留意する。また、比較表示を行う場合は、比較対象範囲や抽出基準を明記等し、投資者に誤解を与えないように留意する必要がある。

（1）比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること。

例えば、次のような表示は、客観的に実証されていないとみなされるおそれがある。

- ①机上（架空）の計算に基づく数値を、実績値や確定値であるかのように表示（顧客がそのように誤認するおそれが高いものを含む。以下（2）及び（3）について同じ。）し、比較するもの
- ②投資顧問業務の内容、方法、実績等について、実際に行っていないものを、行っているものとして表示し、比較するもの
- ③ごく少数の顧客等の評価や感想（アンケート結果を含む。）を一般的な（大多数の）評価であるかのように比較表示するもの

（2）実証されている数値や事実を正確かつ適正に引用すること。

例えば、次のような表示は、正確かつ適正な引用とはみなされないおそれがある。

- ①報酬や実績等について、さらに有利なものがあるにもかかわらず、恣意的に又は十分な調査を行うことなく、それらを対象から除外したうえで比較表示するもの
- ②一定の条件の下での実績や調査結果を、すべての条件の下でも適用されるかのように表示し、比較するもの

- ③ごく限られた期間の実績数値や非常に少数のサンプル調査の結果のみを引用し、比較表示するもの
- ④調査時期が明示されており、その時点では事実が正確かつ適正に記載されていた内容であっても、現時点では事実と異なり、投資者に誤解を与えるおそれがあるもの

※比較広告の広告審査にあたり、数値が正確かつ適正に引用されていることについて、基となるデータを確認し、必要に応じてその記録を保存しておくことが望ましいと考えられる。

(3) 比較の方法が公平であること

例えば、次のような表示は、公平な比較とみなされないおそれがある。

- ①投資顧問業務の内容、方法等について、同一の前提条件ではないものを合理的根拠なく比較し、自社が行う業務が優れているかのように表示するもの
- ②例えば、口コミサイト、アフィリエイトサイト、リスティング広告等において、会員又は会員が依頼した者による評価や、恣意的に選択した評価のみを、あたかも第三者による客観的な評価であるように比較表示するもの
- ③ランキングを広告費の多寡により順位づける比較サイト等であることを知りながら出稿するもの

2. タイアップ記事等に係る留意事項

第三者であるマスコミ（TV、ラジオ、新聞、雑誌等）や、他の企業・団体又は個人が運営するウェブサイト等とタイアップ（対価を支払う又は受け取る場合、無償で依頼する又は依頼される場合とも含む。）し、記事や意見等が当該第三者によって掲載される場合であっても、当該記事や意見等が会員の広告とみなされる場合があることに留意する必要がある。広告であるとみなされる場合には、「広告、勧誘等に関する自主規制基準」を遵守し、適正に行うことが求められる。

なお、会員の広告であるとみなされない場合であっても、タイアップして掲載される記事等については、掲載前に、正確かつ適切な内容となっていることを確認することが望ましい。また、掲載後に記事等の内容が不適切であると判明した場合には、訂正や削除を申し入れる等の対応が必要であると考えられる。

3. 口コミサイトに係る留意事項

口コミサイト（企業、商品・サービス等に関する評判や噂といった、いわゆる「口コミ」情報を掲載するウェブサイトを指し、口コミ情報の交換を目的とするサイトだけでなく、

特定の業者が自らの商品・サービスに関する口コミ情報を掲載するサイトや、個人が行うブログ等の情報提供サイトも含む。)に会員自らが口コミ情報を掲載し、又は第三者(会員の従業員も含む。)に依頼して掲載させる場合(謝礼の有無にかかわらず。)には、当該口コミ情報の表示が会員の広告とみなされる場合があることに留意する必要がある。広告であるとみなされる場合は、当該口コミ情報について、「投資一任・助言業務における広告、勧誘等に関する自主規制基準」第10条に掲げる法定表示事項の表示をはじめ同自主規制基準を遵守し、適正に行うことが求められる。なお、会員の従業員やその家族等が会員からの指示や依頼に基づかず、私的に行う口コミ情報について不適正な表示が認められた場合には、削除又は修正を行わせるなどの対応を行うことが求められる。

また、ウェブサイトだけでなく、同様の口コミ情報が記載された出版物やその一部を加工・編集した書面等についても、会員の広告とみなされる場合があることに留意する必要がある。例えば、会員が行う又は第三者に依頼して行わせる以下のような表示(広告費用の負担や謝礼等を支払う場合に限られない。)は、会員の広告とみなされ得ると考えられる。

- ①会員の投資顧問業務の内容、方法等について説明をしていると考えられる表示
(「〇〇社(会員の名称)の△△に関する助言は、投資にとっても参考になる。」等)
- ②会員との投資顧問契約の締結等を誘引していると考えられる表示
(「ぜひ〇〇社に、投資顧問契約を申し込むべきだ。」等)
- ③会員の投資顧問業務の内容、方法、実績等について、第三者が実施した評価であると誤認させるような表示
(「助言手数料ランキング第一位は〇〇社!」等)

<参考>

金商法の広告規制に加えて、口コミサイト等において、①自社の高評価情報を書き込むこと、②他者の低評価情報を書き込むこと、③自社に対する低評価情報を削除させる等の行為は、いわゆるステルスマーケティングとして、その内容等により不当な広告表示に該当するおそれがあることにも留意する必要がある。

附則

この留意事項は、2026年4月1日から施行する。